

瀬戸内トラストニュース

第42号 2008年6月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

いのち豊かな周防の海を体感しよう 7月12～13日、環瀬戸第19回総会 祝島で、



07年11月 田ノ浦湾のマアジの群れ



08年2月23日 海藻料理教室



08年3月 スギモク観察会で、金色に輝くスギモク



08年5月 上関町長島田ノ浦湾

環瀬戸第19回総会申込書等を、トラストニュース42号とともにお届けします。瀬戸内の原風景が今に残る周防灘、祝島にお出かけ下さい。

目次

山口県	上関原発反対～最高裁判決とこれからの闘い	高島美登里	2
神戸空港	が大阪湾を破壊しています	神戸空港の中止を求める市民の会	3
香川県	内海ダム土地収用を許さない！	寒霞溪の自然を守る連合会	4～5
大分県	大入島「廃棄物埋立護岸事業」反対運動にさらに支援を	環瀬戸事務局	6
兵庫県	広域組合ゴミ・汚泥焼却施設建設反対立木トラストその後	松原真一	
香川県	坂出市乃生塩田跡地「安定型処分場」の経過と現状	堤 巖	7
岡山県	錦海塩田跡地の浚渫土砂埋立て計画白紙撤回を！	環瀬戸事務局	8
愛媛県	吉海町鉄鋼スラグ問題視察報告	環瀬戸事務局	9
福山市	鞆の浦・尾道市百島視察日記	阿部 悦子	10～11
環瀬戸内海会議	第19回総会 祝島で開催		12

上関原発反対～最高裁判決とこれからの闘い

長島の自然を守る会代表 高島 美登里

上関原発計画をめぐる情勢が逼迫しています。08年4月14日、建設反対派住民が起こした四代地区共有地訴訟で、最高裁は上告棄却の判決を出しました。03年3月の山口地裁岩国支部では反対派住民の入会権が認められ、中国電力は一切の立ち木伐採や整地を禁じられ、共有地の詳細調査に着手できませんでしたが、広島高裁は入会権を地役利用権に限定し、30年で時効消滅したとする中国電力も主張していなかった論拠を持ち込み、反対派住民の敗訴を言い渡しました。まさに、原発建設ありきの政治的な判決でした。

最高裁も共有地の入会権認めず

最高裁判決も5人の裁判官のうち、裁判長とあと一人が反対意見を述べるという非常に問題のある内容でした。

共有地の入会権の性質について、広島高裁の「共有の性質を有しない」ので「入会権は時効消滅」との主張は、裁判官の全員一致で退けられました。

しかし、譲渡交換契約について、四代地区役員の決議に委ねる慣習が成立していたかどうかについて、多数意見は県や上関町への土地売却の際に、全住民の同意を得た形跡がないとして「慣習の成立」を認めました。しかし、反対意見を見ると、判断の根拠が非常に脆弱で、政治的判決であることが浮かんできます。

最高裁判決に二人の裁判官が反対意見

反対意見は①県や町への売却が、役員会決議を積極的に認定するものではない。②四代区規約を慣習の根拠として引用しているが、この規約は世帯主全員の決議や確認のもとに作成されたものではない。中国電力への譲渡契約のための臨時総会開催を断念した区長が、司法書士の指導で急遽作成したもので、慣行の認定とするのは相当ではない。③昭和30年代に区有地の開発計画が持ち上がった際、区の常会が開かれ、計画への反対が出て頓挫したことがあり、区長が中国電力への譲渡にあたり、臨時総会を開催しようとしたことがあったと認定しており、この事実は四代地区の最高意思決定機関は常会(総会)との疑いを抱かせる。④総有に属する土地について、構成員の総有権そのものを失わせてしまうような処分行為は、本来、構成員全員の特別な合意がなければならず、同処分行為を役員会決議に委ねるとするのは例外的事実には属するから、その旨の慣行が存在するというためには、これを相当とするに足る合理的根拠

を必要とする。一という4つの論拠により、原審差し戻しを主張しています。

最高裁の上告棄却を受け、中国電力は①共有地の保安林解除の申請②公有水面埋め立て許可申請の手続きに入り、詳細調査を終了し、原子炉設置許可申請を急ぐとしています。

田ノ浦湾海域をラムサール条約指定地に

今後、埋め立てが計画されている田ノ浦湾周辺海域は、まさにラムサール条約や世界遺産に匹敵するホットスポットであり、埋め立ては瀬戸内海再生の芽を摘み取るだけでなく、世界的にも貴重な生態系を永久に失うことです。



08年5月 田ノ浦湾 撮影：高島美登里さん

私たち長島の自然を守る会は、当面、埋め立てを絶対阻止すべく、①県や中国電力に対する要請ハガキ行動②環境権に基づく訴訟③現段階でできる最大限の調査と記録を緊急・精力的に行い、裁判闘争や国際世論に訴える科学的根拠にする。④ラムサール条約締結国会議の開催(08年韓国)や、生物多様性会議(10年名古屋)に合わせ、長島の生態系の価値を広く訴え、世論喚起に努める。一など、あらゆる対抗手段を使います。

また、地元では祝島の共同漁業権裁判が最高裁上告中であり、また四代正八幡宮神社地裁判も広島高裁に控訴中など、予断を許しません。一方、原発に頼らない町作りの具体的な展開が注目を集めています。07年11月に発足した“祝島未来航海プロジェクト”は島特産の農産物や酪農など産業振興をはじめ、自治会として日本で初めて、外来生物持ち込み禁止をうたった生態系保全規則を制定するなど、島作りに向けた新たな取り組みが始まり、活気付いています。長島の自然を守る会も研究者と共同作業で、海藻の新たな商品化などを提案し、自然資源の活用の側面からも、協力できる体制を作っていきます。

神戸空港が大阪湾を破壊しています

神戸市は厳密な調査と対策を行なえ！

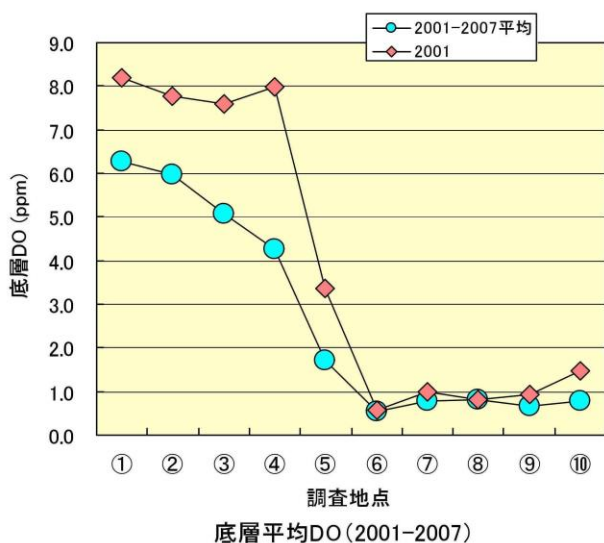
神戸空港の中止を求める市民の会

今年も海洋環境調査を

「神戸空港の中止を求める市民の会」では、神戸空港の護岸が海上に姿をあらわした2001年以来、毎年、夏場の大潮の日に、船を出して、垂水から尼崎の海域で10ヶ所の定点（右図）で、海中の溶存酸素、塩分、温度、窒素、りん、透明度など科学的な調査を行ってまいりました。

今年も、8月2日の大潮に合わせて、調査を行います。

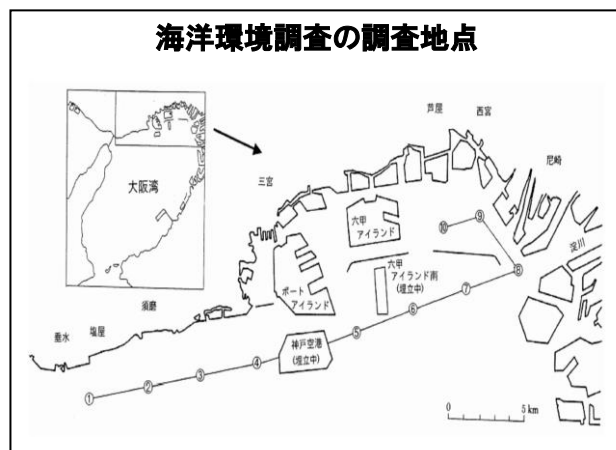
これまで7年間の調査結果の代表的なものとして、海底の溶存酸素（DO）の変化を下の図に示しています。右図に示されているように、空港島は、④地点と⑤地点の間にあります。



この海域は、明石海峡から流れ出る時計回りの強い潮の流れがあります。この潮の流れによって、海を汚染する淀川等の生活排水の汚染物が、大阪湾から紀淡海峡を通過して、太平洋に運ばれ、大阪湾の環境が守られていると言われてきました。

ところが、左図のグラフにあるように、強い大潮の流れに乗って調査をしているにもかかわらず、⑤地点から東側で、海底の溶存酸素が1ppm前後に落ちています。これは、西側のきれいな海水がこの海域に流れ込まなくなっ

ていることを示しています。



ついに青潮が発生した

つまり、時計回りの強い潮の流れが神戸空港で阻まれ、流れを変えたのです。結果は、淀川等の河川の水が滞留するという事態が生まれています。大阪湾が汚れていた1970年代には起こらなかった「青潮」が、この4年ほど前から、芦屋・西宮の海岸にそって発生したのです。「青潮」は、海底の酸素がほとんどなくなった海に発生する現象です。

「青潮」の発生は、海の悲鳴とも言うべき事態です。神戸市は、この現実を真正面から見据え、ただちに調査を行うことと、早急に対策を講じるべきだと私たちは考え、要求いたします。

(提供 同会事務局長 松原康彦さん)

2008 年 海洋環境調査

集合場所 メリケンパーク東側通戦船溜

集合時間 8月2日(土) AM10:10

参加費無料

内海ダム土地収用を許さない！ 6月27、29日の公聴会 参加・傍聴を！

内海ダム再開発事業は香川県の直轄事業であり、県財政が逼迫する今日にあって県民全体で考える問題であり、より広範な県民の参加が可能な高松市で、土地収用法に基づく公聴会を開催するよう国土交通省四国地方整備局に申し入れた（次ページ「公聴会開催に対する申し入れ書」参照）。

しかし、四国地整は5月20日、『事業が遂行される地域で公聴会開催という「慣例」に従い』、小豆島で開催することを記者発表した。土地収用法に基づく公聴会は収用法改定（改悪！）で、起業者にとって手続きを進め易くせんがため設けられた。それまでは、事業の公共性・公益性、費用対効果などをめぐり住民・市民が起業者を追及し、一年余時間をかけていた。事業内容の実質審議や事業遂行過程の不当性などについて住民・市民が主張できる場を、わずか2回前後開催の公聴会に限定してきたのだ。

しかし、限られた時間の公聴会で、事業の不当性を追及していかなければならない。私たち環瀬戸も立木トラストを展開し多くの市民とともに立木所有者であり主張する権利がある。公聴会での公述申出期限は、残念ながら6月2日必着でかつ公述申出書提出が必要とされており、周知できていないことをお詫びしたい。と同時に、多くの皆さんが公聴会傍聴に駆けつけて下さるようお願いします。

内海ダム再開発に関する 土地収用法に基づく公聴会開催日及び開催会場

第1回 6月27日（金）13:00～20:00頃 12:30開場
香川県農業協同組合内海支店2F大会議室
＜香川県小豆郡小豆島町安田甲144-142＞

第2回 6月29日（日）12:30～19:30頃 12:00開場
土庄町立中央公民館 大会議室
＜香川県小豆郡土庄町甲620＞

○ 主 催：国土交通省四国地方整備局

2008.5.8 国交省四国地方整備局に
公聴会開催について申し入れ



今一度、とりわけ香川県民の皆様に聞いてもらいたい！

あなたの税金で小豆島につくる
内海ダム再開発事業とは？

全長3996mの川に、川の全長の1割を超える
堤長447mの巨大ダム、えん堤はダム湖の奥行より長い!?
総貯水量はわずか106万トン、総事業費は185億円
集水面積は早明浦ダムの100分の1、総貯水量は早明浦ダムのわずか300分の1
それも「岬の分教場」を展望する寒霞溪のふもとに！
必要でしょうか、このダムは？

寒霞溪の自然を守る連合会

代表 山西克明

小豆郡小豆島町神懸通甲16

89

国土交通省四国地方整備局長 殿

公聴会開催に対する申し入れ書

平成20年5月8日

起業者香川県及び小豆島町から、3月19日に土地収用法（以下法という）に基づいて「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」の土地収用法適用事業認定申請が出されました。

これに伴い、小豆島町により4月3日に広告が行われ、14日間の縦覧期間が設けられました。しかし、平成19年昨年2月1日付けで代理人により、香川県及び小豆島町に対して、代理人が就任したこと並びに今後の手続きについての通知要請を行っていたにもかかわらず、この事実が香川県によって地主代理人に知らされたのは、縦覧期間終了のわずか3日前です。

言うまでもなく土地収用法に基づき公告縦覧が行われている期間に限ってのみ、法23条に基づく「公聴会開催請求権」、並びに法25条に基づく「意見書提出権」が認められています。香川県の今回の行為は、極めて限定的でありながらも法によって保障された地主をはじめとする県民の権利さえも制限する行為です。

これまでも、起業者香川県等による地元対策協議会に対する説明会は再三開かれてきましたが、事業に異議を唱える対策協議会役員がいわれもなく罷免され、あるいは流域住民の傍聴が拒否されるなど、起業者香川県等による本事業の推進は極めて非民主的に、推進を唱える一部住民との協働によってのみ進められてきました。こうした状況の中、本事業の問題性について意見を述べあるいは質問する機会を持つことができず、起業者に対して「公開討論」の場を設けることを求めて来ましたが、これも認められませんでした。

質問さえ満足にできない事業計画が、その必要性について十分説明されたと言えるのでしょうか。現に、昨年8月25日に小豆島町内において開催された法に基づく「事業説明会」においても、会場からのヤジや、一人一問限定及び全体の時間制限などにより「ダムに関する意見を主張する場」「質問について回答していただける場」は与えられませんでした。その上、地主代理人に対して用地交渉らしきものは行われておらず、突然の収用法適用事業認定申請です。

今般、法に基づいて開かれる「公聴会」は、ダムに異議を申し立てる者にとって初めて「主張する機会」「質問する機会」を保障される場であり、広く県民が事業の問題点あるいは課題を知る機会だと言っても過言ではありません。

ところが、公聴会開催の期日あるいはその設定及び運営について、国土交通省四国地方整備局は香川県と協議しながら決定すると聞き及んでいます。これでは法に基づく公聴会をも信頼することが出来ません。

ついては、収用対象とされる地主を中心とした反対している住民の主張・質問の場を保障するため、あるいは、県民国民のための河川行政を進める意味においても本事業に異議を持つ私たちと「公聴会」のありかたについて事前に協議することをここに強く申し入れます。

1. 国土交通省四国地方整備局は、公聴会に於いて今後想定される公述人の主張、質問等を十分に理解する必要性から、公聴会開催前に現地を視察すること。その際は公正を期するため推進するもの、異議を唱える私たち双方の立会のもとで実施すること。
2. 公聴会は、その事業負担を求められる県民が広く参加できるよう高松で開催すること。
3. 同上の理由から公聴会は、休祭日に開催すること。
4. その他運営について、事前に私たちに説明し協議する場を設けること。

大入島「廃棄物埋立護岸事業」反対運動にさらに支援を

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

大入島公有水面埋立免許取消請求訴訟

判決公判

9月8日(月) 13:10 福岡高裁

5月15日福岡高裁で、大入島公有水面埋立免許取消請求訴訟控訴審の公判が開かれ傍聴のために行った。大入島からは約40人が、片道約3時間バスに揺られて公判傍聴のため福岡高裁に訪れた。しかし、公判はわずか10数分、準備書面の交換と次回判決公判期日決定で終わった。

大分地裁に大分県を相手取り公有水面埋立免許取消を求め提訴して以来三年半、結局、福岡高裁も大分地裁と同様、事業の公共性・公益性そして大入島石間区住民が管理してきた地先の漁業権＝磯草の権利について何ら実質的な審理せず、「原告適格」云々だけで公判を終結してしまった。

高裁判決は、一大分地裁判決同様「公訴却下」の可能性が極めて高い。直前には佐伯市漁協決議（埋立て承諾を決議したとされる）無効確認訴訟の最高裁判決が下り、やはり門前払いされている。

他方、大入島では石間区住民を中心に、08年2月「廃棄物埋立護岸事業」予算の用途を不当とする住民監査請求を申請し、監査請求が却下されるや直ちに、4月30日大分県を相手取り行政訴訟を提訴している。県民が県財政の支出に対し不当不法を訴える、ここでは「原告適格」云々はされようもない。県財政からの不当不法な支出に対して、住民監査請求・住民による行政訴訟は地方自治法に明記されている当然の権利である。

闘いはまだこれからだ！全国から支援をお願いします。



兵庫県豊岡市

広域組合ゴミ・汚泥焼却施設建設反対立木トラストその後

豊岡市をはじめとする二市三町による広域組合のゴミ・汚泥焼却処理施設建設計画は、立木トラストによって上郷地区（候補地選定順位第一位）は候補地白紙撤回となった。候補地選定がいかにもいい加減なものか。上郷地区に立地はなくなったが、この計画が全面的に白紙ではなく計画は漂流中のようなものである。以下現地からの報告です。

ゴミ焼却施設建設候補地 断念を勝ち取る

上郷のくらしを守る会 松原 真一

結論から申し上げます。

「兵庫県豊岡市日高町上郷区をゴミ・汚泥焼却施設候補地とすることを断念して白紙撤回し、新たな候補地選定に際しては、再び候補地としてあげることはない」との、管理者の表明を得ることができました。反対運動の目的を達成することができました。

去年07年7月、地区臨時総会で候補地としての受け入れについて採択をした結果、反対票が多数を占め、処理施設の環境影響調査・建設受け入れに対し反対決議されました。

立木トラストに、全国の皆様とともに地元の方々がたくさん、その趣旨に賛同され参加されました。地区の反対の意見が多く集約されたのは、反対の大きな旗印が示され、そこに結集できたからではないかと思います。反対の大きな拠り所を示したものとなり、不安ながらも反対の気持ちを持っていた人たちを一致団結させ、大きなパワーとなったものと思います。

また、土地買収を実現させないといけない行政側にとって広範囲な土地を手に入れる段階に入れば非常に困難な事体が予想させると考えていたに違いありません。結果的には白紙撤回になりましたが、行政は悔しさを滲ませるとともに、ある意味ほっとしているかも知れません。

ところで、昨年5月、行政側がどのように関わったかわかりませんが、同じ上郷区内で候補地に隣接する別の場所を、逆に区長が提案するという事態が起きました。立木トラストをしていない場所です。行政側は乗ってきました。区のトップに「どうぞ検討してください」と言われたのに、それを遠慮する手はないと、「あ一言えばこう言う」、口のうまいやつにはかなわないと思う次第です。

今までの候補地選定の順位をつける多くの項目を点数化した手続きなど、全く反古にした管理者の言い分はその場しのぎの言い訳です。しかし糸口は見つけるものです。

今回のような大きな公共事業の話が起こると、正否に関わらず件等檀家での話が長くなり、住民を二分三分し憎しみに似たものを引き起こします。決着した後もそのしこりは未だに続き、消えそうにありません。代替わりし、メンバーの顔が見えなくなるまで心の底に引っかかっているのではないかと思える状態が続いています。賛成派のほうに多くの思惑があるからではないでしょうか。お上に反対するには何のこれしき。

香川県坂出市

坂出市乃生塩田跡地「安定型処分場」の経過と現状

乃生塩田産廃反対住民の会代表 堤 巖



乃生塩田跡地（写真は1975年ごろの塩田、坂出市郊外東、高松市との間に位置する）

塩田跡地（約18・5ha）に廃プラスチックや建設残土などを埋め立てる安定型最終処分場を計画
埋め立て量は約103万㎡、事業期間は20年。事業者は（有）エヌエス管理

05年10月、（有）エヌエス管理より、我々自治会会長会に対し安定型処分場建設の説明会の依頼があり、11月に説明会を開くが計画書を読むだけで具体的な質問に回答できず、誰も賛成しなかった。さらに三～四回の話し合いの場を持つと、議長の自治会総代会を閉めた。しかし、自治会に連絡もなく、06年1月香川県に処分場許可申請を出し、自治会が知ったのは縦覧期間最終日、県に対し反対の意志を伝え意見書も提出した。

06年6月反対住民の会を結成し、県に対し反対運動を行ってきた。しかし8月23日、県産業廃棄物審議会は「住民の生活環境保全上、特に支障はない」と計画を了承し、8月31日県は設置許可を出した。その後も、県に対し住民の反対意志を伝えたが、06年12月中旬より操業が開始された。我々自治会・住民として今後を話し合い、近くの山の中腹から監視することにした。

07年夏、処分場から悪臭

ところが07年夏、悪臭が発生し、県に対し改善を求めたところ、夏場の作業の一時中止（臭いが出る所）が決まった。また、住民としては近くで監視すべきと、坂出市に対し管理地（＝塩田跡地を取り囲む堤防）への立入り許可を得、草刈を

今回の出来事で立木トラストを実施されて、建設は無理かなと思ったと、行政側の本音が聞こえてきたのは、立木トラスト運動の効果が絶大であることの証明であると思います。この効果が隣接する隣接する別の場所への候補地変更の行動になったのかもしれない。

今回のゴミ焼却処理施設建設反対運動に対し多くの支援をいただいた貴組織に感謝します。

することにしたが、以前は橋もかかっていたが今はなく、橋の改修作業に取り掛かったところ、市港湾課からの中止依頼の話が来た。

港湾課より、管理地に入ることは監視目的と見るが、業者から「中に立ち入って見てもらって良いとの話がある」と話があり、この際、「住民・県・市・業者立会いのもと、話し合いのテーブルに付いたらどうか」との申し出があった。「何で今、この時期にこんな話が」との思いがあったが、住民の会に諮りテーブルに着くになった。

四者協議が始まったが・・・

08年4月15日、県・視・業者・我々住民の四者による話し合いが市役所で行われた。しかし住民側から多く出された指摘・要望や質問に対し具体的な回答がなく、次回、5月末頃に話し合いの場を持つことが決まり、その時に質問内容に対する回答を出すことになった。

要望に対し一件のみ回答を得た。「近日中に場内を見る会を実施する」ことだった。しかし、4月30日県・市・住民の場内立ち入り・見学を行なったが、その2～3日前から廃棄物受け入れを止め、場内を整理していた。また話し合いは協定を結ぶためだけのものと、私は思っている。

錦海塩田跡地の浚渫土砂埋立て計画白紙撤回を！

岡山県瀬戸内市に錦海塩田跡地の浚渫土砂処分計画が浮上して４年余り、ここに来て３月２５日、牛窓漁協臨時役員会が全会一致で計画反対を決議した。牛窓漁協の決議を受けて５月２７日、市役所前で「錦海塩田跡地埋立てに反対する市民集会」が開催され、平日にもかかわらず４００人から市民が集結、瀬戸内市ではかつてない３００人を超える市民がデモ行進、埋立て反対を誓い、アピールした。



錦海塩田跡地埋立てに反対する市民集会 決議文

錦海塩田跡地埋立て計画が提起されて、４年余りが経過しました。５００ha に及び広大な塩田跡地の大部分を、浚渫土砂にコンクリート固化剤を混ぜて埋め立てるという、まさに自然破壊、生活環境破壊のこの計画を黙ってみているわけにはまいりません。

漁業者の生活と権利を守り、瀬戸内の豊かな海を子や孫に引き継ぐためにも、そして自然にはぐくまれた誇りある瀬戸内市を願う私たちは、市内外の環境問題を真剣に考える人たちと力をあわせて、本日「錦海塩田跡地埋立てに反対する市民集会」をおこないました。

今日まで私たちは、この埋立て計画の反対の意思を表明し、その旨を県・市に申し入れてきました。また、牛窓漁協をはじめ漁業者は、浚渫土砂搬入に同意しない意思を明確に示してきました。

事業者の錦海塩業(株)は、埋立て計画を推し進めるため「すぐにも営業活動を始めるとか」「保証金を出す」などの一方的な通告を関係漁協におこない、誠意ある対応をしていません。

岡山県は、塩田跡地を企業の私有地であるからとして、周辺環境への配慮のない開発計画、浚渫土砂処分場にするのを安易に許可しました。

瀬戸内市は、漁業者の「埋立地は絶対認めない」という強い意思表示を明確にしている現在に至っても、企業に誠実な対応を求めるだけで、この計画を問いたずら態度は残念ながら全く見られません。

また、行政や自治体による維持・監督が本来であるはずの堤防や排水施設の管理を、無責任かつ当事者能力のない一企業にゆだね、埋立て後の錦海塩田跡地利用も、企業まかせの姿勢です。

みずからの生命財産を守り、生活環境を大事にしたいという市民の願いからすると、市の対応はあまりにもお粗末で無責任であるといわざるを得ません。

- １ 錦海塩業(株)は
 - (１) 浚渫土砂搬入の営業活動を即時中止すること
 - (２) 漁業者、地域住民との誠意ある話し合いに応じること
 - (３) 本事業を白紙撤回すること
 - ２ 瀬戸内市長は、４月末に漁業者と住民が申し入れた回答書で、『現時点では事業の白紙撤回、及び岡山県に対しての許可の取り消しを求めることは考えていない』と回答したが、今日の集会参加者の総意を汲んで、
 - (１) 錦海塩業(株)に事業の白紙撤回を求めること
 - (２) 県に開発許可の取り消しを求めること
 - ３ 岡山県知事は本開発計画の許可を取り消すこと
- 以上、企業、市、県に強く要請する。

私たち漁業者・地域住民は、今日お集まりのみなさん、自然保護団体の方々、そして県内外の多くの人たちに、『錦海塩田跡地埋立てに反対する』この運動の意義とご支援を訴え、事業の白紙撤回を求め、最後まで闘い抜くことを誓い、本日ここに決議します。

2008年5月27日

今治市吉海町「鉄鋼スラグ問題」視察報告

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

愛媛県今治市吉海町の塩田跡地に、地域住民も知らないうちに鉄鋼スラグが持ち込まれ始めたのが、05年11月ごろ。粉塵による健康被害、住環境悪化、そしてスラグから浸出する強アルカリや重金属による環境破壊が明らかになった。地域ぐるみの鉄鋼スラグ撤去の闘いで、業者が06年6月に撤去を約束し、07年4月までにほぼ完全に撤去された。

しかし、それで問題が全て解決したわけではない。県・市は用途の見通しが全く立たない現状では跡地を所有する意志は今のところない。

とはいえ、原状に回復し豊かな環境をとりもどすには、何か手立てはないものか、私たち環瀬戸も一件落着とするわけにはいかないとの思いで、視察と住民の皆さんとの話し合いを思い立ち、1月13日総勢6名で吉海を訪ねた。



地元のご婦人方から昼食のもてなしを受け、20余人の皆さんが話し合いに集まってくれた。

現場からはすっかり鉄鋼スラグはなくなっていたが、むき出しの鋼矢板が痛々しい。周辺道路の崩落を防止しなければならないが、いずれ形状変

更が必要になるろう。



また、土地の所有権はすでに、「経営戦略上」グループ内筆頭会社に移転されている。自治会が土地を保有することに何ら支障はないが、地域で管理するには水の管理や草刈等恒常的管理が必要であろう。この日の話し合いでは、多くの方から異口同音に遊水池として残したいとの思いが語られた。遊水池としての機能を全域に残すなら、積極的な活動が要請されよう。

この跡地をどのようにしたいのか。将来像を考えるため、地域で情報の共有と合意形成にとことん討議をする必要があるように思う。仮にも、地域の声として多い「遊水池」として残すなら、自治会で行政の支援も取り付け所有を考えるべきではないだろうか。業者が保有して遊水池として管理するなど考えられないから。私たち環瀬戸も地元住民の皆さんの思いを共有し、ともに歩みたいと願っている。

視察から早や4ヶ月、地元の状況も変化しているかと思います。報告が遅くなり、申し訳なく思います。紙面を借りてお詫びいたします。

2008年瀬戸内海沿岸海岸生物調査ご協力をお願い

今年も『2007年全労済地域貢献助成事業』と『2008年KJB瀬戸内基金』の助成を受けて海岸生物調査を実施しています。各地ですでに始まっています。引き続きご協力をお願いします。

調査に要した費用を助成金から拠出します。助成金より拠出できる主な費用は以下の通りです。事務局まで申告をお願いします。ご不明ご相談の点がありましたら事務局までご連絡下さい。

1 調査に要した車両燃料費

走行距離×20円/1km×1.05（消費税）×利用車両台数で計算して下さい。

2 環境講座講師料

一日10000円の講師料。 室の内外は問いません。相談させて頂きます。

3 その他、説明の利用した資料等作成費、案内チラシ作成費、その郵送費など

その際は資料・チラシを添付してください。

とも うら ももしま 福山市鞆の浦・尾道市百島視察日記

環瀬戸内海会議代表 阿部 悦子

環瀬戸で福山・尾道へ

今日は朝早いバスに乗って福山へ。環瀬戸内海会議の顧問になってくださっている佐々木克之先生（元中央水産研究所物質循環研究室長）が、お住まいの札幌から来られることから、環瀬戸のメンバー5人が同行させてもらったものだ。佐々木先生は、干潟や水産問題のご専門で、色々とお話を伺いながら、気持ちのいい一日を過ごした。

鞆の浦

まず鞆の浦へ。この風光明媚な歴史の景観を有する港町に、広島県と福山市が埋め立てと架橋計画をすすめており、私たち環瀬戸も反対署名に取り組んできた。

しかし、私は今日初めて訪れてみて、ほんとうに驚いたのであった。この港町が海と一体になってかもし出す、そのすばらしい「雰囲気」に飲み込まれたのだ。



鞆の浦港で、埋立て架橋反対署名を呼びかける地元の皆さんからお話を伺う。地元のみなさんの反対の意志は固い。「鞆の浦埋立て架橋反対」署名にご協力を！

雁木（がんぎ）とは、船着場の石段のこと。満潮干潮に関わらず、船荷の積み降ろしができる先人の知恵である。鞆の浦の雁木は、江戸時代からのまま200mも残っており、日本でもここだけという。

神社や寺があちこちに残り、江戸時代からの商家などの建物が独特の空気を作り出している。坂本竜馬ゆかりの場所も残り、「展示館」もある。

古くは万葉集にも詠われ、中世以降訪れた朝鮮通信使も「日東第一景勝」と絶賛したと記録にある、ここ鞆の浦。この港町の自然ばかりではなく伝統的、文化的な価値を根底から破壊する埋め立て架橋計画は愚かとしか形容する方法のない行為である。

町では、「世界遺産登録をめざすまちづくりプロジェクト」という運動団体を立ち上げ、埋め立て架橋計画の中止と鞆の浦を世界遺産に登録することをめざして署名活動を行なっている、リーダーのお一人である松居秀子さんにもお会いして、お話を聞くこ

とができた。この鞆の浦もまた「瀬戸内海の宝である」との思いを強くした。



やはり、現場をみることの大切さを実感させられたのだ。駆け足で巡った鞆の浦の数時間だったが、またぜひゆっくり訪れたいと思った。

百島（ももしま）

鞆の浦から車を走らせて鞆公園の阿伏兎観音まで行き、内海大橋を渡って田島、横島に行く。西側に今日の視察地百島を見、その右手には広大な常石造船、その向こうが尾道である。今日の案内役を引き受けてくれた古沢さんが「どうだ？エーゲ海の多島美なんて比較にならんじゃろ」と言われる。古沢さんは環瀬戸の大長老で福山にお住まいである。

エーゲ海に行ったことのない私には真偽のほどははっきりしないけれど、「そうに違いない」と思い、その穏やかで細やかな美しい風景にため息をついた。

人工干潟

それから、常石造船に挟まれたようにある小さな栈橋からフェリーに乗り、百島に渡る。古沢さんが案内してくれたのは、本村にある長い海岸線に沿ってできた干潟である。地図で見ると、海岸の前には片平礁（かたひらぞわ）との表示がある。



片平礁（かたひらぞわ）干潟造成現場。20年ほど前に造成されたが、海流により表層の砂が移動し、砂嘴を形成。その下には浚渫土砂

その突起した砂浜を歩くと、「ポクポク」と足の下が沈み込むのである。環瀬戸事務局長の松本さんや海岸生物調査のリーダーの小西さんたちと、「この感触この干潟は、アサリの生産量が減ったために、大量の砂(山砂と思われる)を入れた場所であるが、その砂の下には、また大量の浚渫土砂を入れたものである。入れた業者は大新土木。産廃業者である。しかし、漁協はお金をもらってこの土砂を受け入れた。そして今日見る広大な干潟である。しかし、この干潟の砂は、見たことのない不思議な形をしている。凸凹があちこちにできていて、普通の砂浜海岸ではないのである。

って、豊島の廃棄物の上を歩いた時のような感じ・・・だよ」と話す。漁協はこの干潟に稚貝を撒いて、今では激減したアサリの収穫を行っているという。



地元民の話では、片平礁(かたひらそわ)北側は15～6年前まで海水浴場があり、常石造船が営業しにぎわっていたという。干潟造成からほんの5年ほどで、表層の砂が流出してやせ細り、海水浴場は閉鎖された。白い建屋はそのときのトイレである。基礎部分がむき出しになったまま放置されている。段差は7～80センチ。朽ち果てるに任せるのだろうか？

アサリ湧く

古沢さんは言われた。「その辺の人たちは、昔は浜を歩くと、砂浜がアサリだらけで、それをふみつけなければ歩けなかったんじゃない」と。古沢さんご自身も尾道に近い海辺で、それに似た経験をしてられる。また、「こちらではアサリは『湧く』と表現しとったもんだよ」と。美しい瀬戸内海の風景とアサリの「今昔」との悲しいコントラストである。

瀬戸内海の漁業と漁獲高の推移から、瀬戸内海の問題を科学的に解き明かそうと力を貸してくださる佐々木先生が今日は来てくださって、ありがたい。



かつて、ここは「アサリが湧く海」だった。歩くとアサリを踏みつけたと。今は至る所にアサリの死がい大量に打ち上げられている。



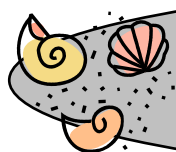
「今日の獲れる量は15キロまで」と確認しながらアサリ堀に精を出す地元漁民の方。もちろん稚貝を放流してのこと。密漁や潮干狩りに悩むとか。それでも15キロ獲れるとは。それも基準サイズを設定し、満たないものは放流して。

瀬戸内法改正

アサリばかりではなく、「瀬戸内海の問題(漁獲高の減少など)の最大の原因は埋め立てだよ」「早く瀬戸内法改正の動きを進めなきゃならん」と厳しくキッパリと言われる青木敬介さん(播磨灘を守る会)は、瀬戸内海のあらゆる場所を歩いて、その問題を訴えてこられた大先輩である。お住まい近くの新舞子浜のラムサール条約登録の運動も展開しておられる。私は、20年近くこの方々といっしょに運動の場所を持ってきたことを幸せに思うとともに、もっとがんばらなくちゃ、と改めて考えた。

大入島、上関、小豆島の内海ダム問題など、息の抜けない運動の現地の人々に思いを馳せ、看病と介護のためになかなか動きがとれずにいる私の日常だけど、できる限りのことをしたいとも。(2008年4月20日)

(写真注釈は視察同行の松本による)



08年度会費納入のお願い

年会費(一口) 個人 2,000円 団体 5,000円
—— 何口でも可 ——



すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封しておりますが、ご容赦下さいますようお願い致します。環瀬戸の活動は主に年会費とカンパで賄われています。また、環瀬戸では上関はじめ各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパをお願いしています。カンパにご協力をお願いします。

環瀬戸内海会議第 19 回総会、祝島で開催

☆ 日 時 : 7月12(土)~13日(日)

☆ 会 場 : 山口県上関町祝島 祝島公民館

柳井港に7月12日(土) 12:00(時間厳守)にご集合下さい。最寄り駅はJR 柳井港駅。

- 広島・岡山・神戸方面から 広島駅 10:19 発 柳井港駅 11:38 着
- 山口・小倉・大分方面から 新山口駅 10:11 発 柳井港駅 11:48 着
- 四国・松山方面から 防予汽船・三津浜港 9:30 発 柳井港 12:00 着

車でお越しの方は、上関町室津港に 12:30 までにお出向き下さい。

室津港に駐車してチャーター船に醸成していただきます。詳細は総会申込書をご覧ください。

費 用 チャーター船料:3,000 円(往復) 参加費:1,000 円 懇親会:3,000 円
宿泊費:1,500 円 民宿希望の方は4,000 円(一泊朝食付)

テーマ:「周防の生命圏」から日本の里海を考える

瀬戸内海は、人に身近な海、豊饒の海と語り伝えられ、古来歴史豊かに、物・人・知・文化を運ぶ日本の大動脈でした。その静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の濱、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の多島景観は往来する外国人にも絶賛され、我が国最初の国立公園に指定されました。しかし、近代化の波間で、その自然は開発や水質の汚濁によって大きく姿を変えられました。変貌の中にあって、周防難には奇跡的に綺麗な海が、そして日本の里海の名風景がまとまった面積で残されています。

今回シンポジウムでは、人と生き物が豊かに共生する第1級の地域「周防の生命圏」について学び、「日本の里海」として共有すべき遺産を新たにためて見直し、この地域の人と自然と文化の調和と利用の可能性、将来について考えるきっかけにしたいと思います。

7月12日 12:00 柳井港集合 チャーター船で祝島へ(集合時間厳守)

14:00~ 第19回総会 16:00~ 自由散策 18:30~ 懇親会

7月13日 11:00~ シンポジウム

『周防の生命圏』から日本の里海を考える

パネラー:新井章吾(海藻研究所長) 菊池亜希良(広島国際協力研究科助教)

向井 宏(北海道大学名誉教授) 氏本長一(祝島未来航海プロジェクト)

飯田知彦(九州大学研究員) 高島美登里(長島の自然を守る会)

生物たちに聞く干潟シンポジウム

日時:6月21日(土) 13:00~

会場:兵庫県たつの市御津町 文化センター

基調講演 水口 憲哉 氏(元・東京水産大学教授)

パネラー 柳 哲雄 氏(九州大学教授)

佐々木克之 氏(元中央水産研究所物質循環室長)

コーディネーター 青木 敬介 氏(播磨灘を守る会代表)

主催 新舞子干潟をラムサール条約に登録する市民の会

連絡先 柏山 TEL 079-324-0040 青木 TEL 079-322-0224

後援 日本湿地ネットワーク 環瀬戸内海会議



瀬戸内トラストニュース 第42号 2008年6月5日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子 (TEL 089-915-0619)

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/>

メールアドレス kanseto@mx36.tiki.ne.jp